

公益財団法人稻盛福祉財団

児童養護施設退所者等に対する生活自立支援金給付事業 2026 年度募集要項

(事業目的)

京都府内に所在する児童養護施設または里親のもとから退所し自立する児童に対し、新たな生活が順調に形成されるよう支援するため、児童養護施設退所者等に対する生活自立支援金を支給いたします。

(応募資格)

以下のすべてに該当する者

- 1 2026 年 3 月に中学校または高等学校を卒業し、施設等を退所する見込みの者および措置延長中の児童で 2026 年度中（2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日）に退所見込みの者
- 2 就職又は専門学校、短期大学、大学へ進学する予定の者
- 3 施設等を退所し、自立して生活を営む予定の者
- 4 その他、実施要綱の対象者の内容を満たす者

(支給金額及び支給期間)

支給金額は、月額 3 万円とします。

支給期間は高校卒業により退所した者には原則として 2026 年 4 月から 2028 年 3 月までの 2 年間、中学卒業により退所した者には 2026 年 4 月から 2029 年 3 月までの 3 年間。なお 3 年制以上の大学、専門学校等への進学者については、所定就学期間 6 年間を限度に支給期間を卒業まで延長します。

また、措置延長中の者については、施設退所の月より支給を開始します。

(支給方法)

支援金の支給は、毎月 1 回とし、退所した施設または送金にて直接本人が受け取るものとします。施設での受け取りの方は施設担当職員に、送金にて受け取りの方は財団宛に近況報告を行うものとします。

(応募書類)

施設長、里親を通じて所定の支給申込書（様式 1）、自己紹介票（様式 2）、生活自立支援金支給開始申請書（様式 3）を提出するものといたします。

なお、生活自立支援金支給開始申請書（様式 3）については、就職採用または入学を証明する書類を添付し、必ず退所後の住所・就職先等ご記入の上、提出して下さい。就職先や新住居の決定が遅延のため締切りまでに提出できない者、また措置延長中で今年度退所予定の者は、後日、退所期日および住居が決定次第提出するものといたします。

(応募期間)

2026 年 2 月 1 日～2026 年 2 月 18 日必着・締切厳守とし、郵送での受付と致します。ご持参での受付は致しません。書類不備等の場合、こちらから確認のご連絡を致しますので、ご対応いただきますようお願い致します。里親宅からの自立予定の方は、児童相談所 担当者の連絡先をお知らせください。

募集は年 1 回ですので、特に措置および委託延長中の児童で 2026 年度中に退所する見込みの受給希望者は必ずご応募ください。

(審査)

感染症予防の観点から本年度は書類選考のみの実施となります。

審査にあたって確認事項があった場合、必要に応じて施設担当職員または児童相談所 担当者へご連絡させて頂きますのでご対応をお願いいたします。

審査結果は 3 月下旬に各施設を通じて本人にお知らせいたします。

(応募書類送付先・お問合せ先)

公益財団法人 稲盛福祉財団

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町 8 8 番地

Tel075-213-7611 担当：早樫、辰巳

以上